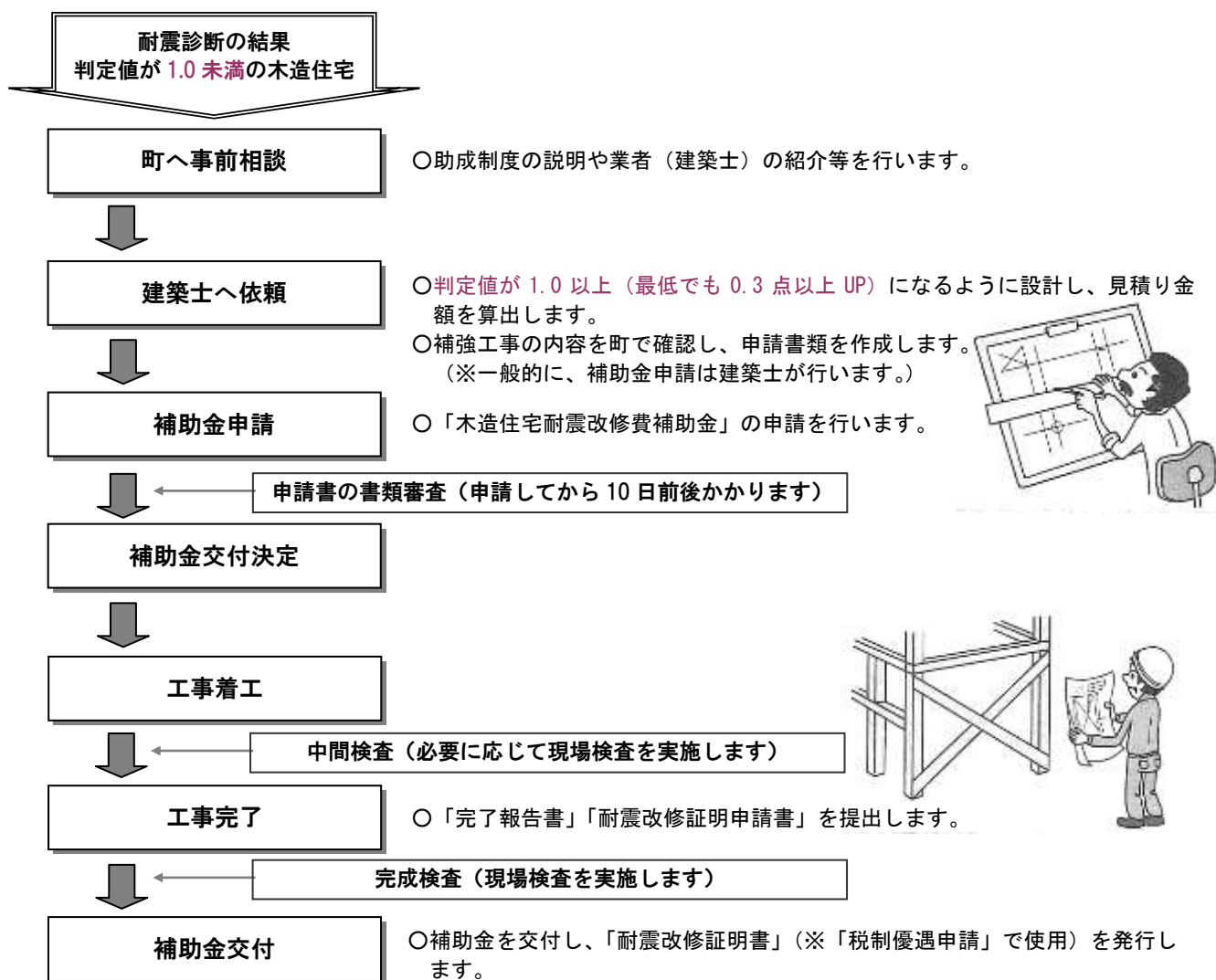


木造住宅耐震改修費補助金申請の流れ



「木造住宅耐震改修工事補助事業」

- **対象**：町民自らが所有し、居住する木造住宅で、次の条件に該当するもの
- ・昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅
（昭和56年6月1日以降に増築又は改築工事に着工し、増築又は改築に係る床面積が、既存の延べ面積の2分の1以内のものを含まず。）
 - ・2階建て以下であるもの
 - ・ツーバイフォー住宅やアパート、長屋でないもの
 - ・耐震診断の結果、判定値が1.0（やや危険、倒壊の危険）未満のもの
- **対象工事**：基礎・柱・はり・筋交い（耐力壁含む）の補強、屋根の葺き替えによる軽量化により、改修後の判定値が1.0以上（安全、一応安全）になるもの
- **補助金額**：費用の1/2以内（上限60万円）
（設計、積算、監理、一般診断にかかる費用を含む）。